

■個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）の変更(2023/11/1 付)における新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1条（契約約款の適用等）</p> <p>1. 株式会社<u>グランデータ</u>（以下「当社」といいます。）は、この「個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）」（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者（当社が提供する Root WiMAX 電気通信サービス（以下「当社通信サービス」といいます。）の契約者であって、当社から端末機器その他の商品（当社が指定するものに限るものとし、以下、単に「商品」といいます。）を購入した者をいいます。以下同じとします。）と割賦販売に係る契約（以下「個品割賦販売契約」といいます。）を締結します。</p> <p>※以下変更なし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条（契約約款の適用等）</p> <p>1. 株式会社<u>ストエネ</u>（以下「当社」といいます。）は、この「個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）」（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者（当社が提供する Root WiMAX 電気通信サービス（以下「当社通信サービス」といいます。）の契約者であって、当社から端末機器その他の商品（当社が指定するものに限るものとし、以下、単に「商品」といいます。）を購入した者をいいます。以下同じとします。）と割賦販売に係る契約（以下「個品割賦販売契約」といいます。）を締結します。</p> <p>※以下変更なし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>